

経済産業省

20190606 保局第 14 号

次のとおり電気保安功労者経済産業大臣表彰審査会設置要綱を定める。

令和元年 6 月 20 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋



電気保安功労者経済産業大臣表彰審査会設置要綱

(設 置)

第 1 条 電気保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（令和元年 6 月 5 日付け 20190529 保第 28 号）（以下「実施要領」という。）5.（1）（審査及び決定）を円滑に実施するため、商務情報政策局産業保安グループに、電気保安功労者経済産業大臣表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、実施要領 5.（1）及び電気保安功労者経済産業大臣表彰選考基準（令和元年 5 月 24 日付け 20190423 保第 23 号）に基づき、被表彰者を選考する。

(組 織)

第 3 条 審査会は、次の委員をもって構成する。

技術総括・保安審議官

大臣官房審議官であって技術総括・保安審議官が指名する者

商務情報政策局産業保安グループ保安課長

商務情報政策局産業保安グループ電力安全課長

商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長

(会 長)

第 4 条 審査会に、会長を置き、技術総括・保安審議官がこれに当たる。

2 会長代理を大臣官房審議官であって技術総括・保安審議官が指名する者とする。

(会 議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、議長を指名し、議長は審査会の議事を整理する。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長代理は、会長が不在の場合には、会長の職務を代行する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、商務情報政策局産業保安グループ電力安全課において行う。

(雑則)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

1 この規程は、令和元年6月20日から施行する。

2 電気保安功労者経済産業大臣表彰審査会設置要綱（平成24年9月19日付け20120919商第30号）は、廃止する。